

2019（令和元）年度における日本貿易振興機構の
中小企業者に関する契約の方針

2019年11月
日本貿易振興機構

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和元年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

（1）令和元年度の日本貿易振興機構（以下、「機構」という。）における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約16.2億円、比率が37.5%になるよう努めるものとする。

（2）新規中小企業者向け契約目標については、少なくとも前年度までの契約実績を上回るよう努めるものとする。

（参考）平成30年度新規中小企業者向け契約実績（推計値）

実績額 約3.0億円 官公需総額に占める割合 約6.4%

（3）推進体制の整備

①官公需確保対策の円滑な推進に資するため、中小企業官公需施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

②推進委員会の構成員は、経理担当理事を長とし、総務部長、総括審議役（経理担当）、本部全総括課長、管理課長、研究管理課長、その他の中小企業者の活用の推進について関連する部署で経理担当理事が指名する者とする。推進委員会は、方針の策定、実績及び課題の把握等を業務とする他、新規中小企業者に関する情報の収集、調達に関わる部署等に対する情報提供や提案等を行う。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次の事項について取り組むこととする。

（1）官公需情報の提供の徹底

①入札情報について、ホームページへの公示に加え、広く個別に周知するなど、機構から情報発信する仕組みを継続する。

②公募の見積合わせによる調達方式（少額の随意契約）を一部実施し、ホームページに調達情報を公示し、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

③引き続き調達見通しをホームページへ掲載することによって、予見可能性等を持たせ、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

（２）中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

①中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、可能な限り説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取り組みを継続する。

②公募の見積合わせによる調達方式（少額の随意契約）を一部実施し、電子メールやFAX等による見積書の提出を可能とすることで中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

（３）総合評価落札方式の適切な活用、適正な予定価格の作成等

①総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした仕様書を作成するものとする。また、審査項目について適正に設定する。

②実勢価格や需要状況等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。

③その他にも中小企業者の受注機会の確保に配慮した取り組みを行うものとする。

（４）中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて役務完了部分において検収行為を適切に行った上で部分払い(毎月払い等)を行うよう配慮することに努めるものとする。

（５）中小石油販売業者に対する配慮

①石油組合が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

②災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

③災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

(6) 適正な納期・工期・納入条件等の設定

①物件等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取り組みや関係省庁からの要請等に留意しつつ、発注見通しの公表、早期の発注等の取り組みにより平準化を図り、適切な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮できるものとする。

②物件の発注にあたっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。

③物件等の発注にあたっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定を行わないものとする。なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合にあっては、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

(7) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

契約の締結等にあたっては、消費税率引き上げ分の予定価格への反映等、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号)等の関係法令を遵守するものとする。

(8) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達(公共事業を除く。)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

(1) 調達に関わる部署等は類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないように特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。また、一般競争入札において過去の実績を過度に求めないよう配慮することや、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、下

位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

(2) 調達に関わる部署等は契約相手が新規中小企業者であるときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」への登録を促す。

(3) 推進委員会は新規中小企業者であって官公需への参入の可能性があるものに対して、「ここから調達サイト」への登録を促すとともに、こうした新規中小企業者のリストを作成して、調達に関わる部署等へ提供する。

(4) 調達に関わる部署等は、少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、「ここから調達サイト」等を利用し、可能な限り新規中小企業者の競争の参加に努める。

(5) 推進委員会は、機構における新規中小企業者の官公需への参画実態を調査、分析し、改善策を検討する。

(6) 推進委員会は、調達に関わる部署等において契約した新規中小企業の契約情報を収集し、調達に関わる部署等に共有する。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 調達に関わる部署等は、中小企業者の受注の機会の増大に努めるとともに、定期的に中小企業者の官公需への参画実態を把握し、推進委員会へ報告する。推進委員会は、必要に応じて調達に関わる部署等へ改善指示等を行う。

(2) 推進委員会は、調達に関わる部署等の優良な取り組みを収集し、他の調達に関わる部署等へ提供する。